

令和6年第2回 三種町選挙管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年6月3日(月)午前9時4分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 加賀谷 得子、飯塚 巧作、木村 信悦
- 4 欠席者 田村 明
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

6 付議された案件は、次のとおりである。

議案第 9号 選挙人名簿に登録することについて

議案第10号 選挙人名簿から抹消することについて

報告第 7号 登録の移替えをした者について

報告第 8号 選挙権を有する者の50分の1の数について

報告第 9号 選挙権を有する者の3分の1の数について

議案第11号 令和6年9月の定時登録日を定めることについて

午前9時4分

三浦書記長 おはようございます。定刻を少し過ぎましたが、令和6年第2回選挙管理委員会を開催いたします。開会に先立ちまして4月の人事異動について御報告いたします。私の隣におりますのが新たに総務課配属となり、書記に任命されました檜森大樹主査でございます。

檜森書記 檜森です、よろしく申し上げます。

三浦書記長 檜森主査につきましては昨年1年間、秋田県市町村課に派遣されておりました、4月から総務課に配属されております。宮田書記、それから三浦書記は留任となっており、また石井書記につきましては本日欠席ですが、総務課行政係長から課長補佐となっております。引き続きよろしくお願いたします。

私ですが、この度総務課長兼選挙管理委員会の書記長を務めさせていただきます、三浦でございます。また引き続きよろしくお

願いいたします。

それでは早速でございますが、令和6年第2回選挙管理委員会を始めさせていただきます。木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしく願いいたします。

木村委員長 おはようございます。今年1年間、どうかよろしく願いいたします。挨拶は特にありませんけれども、田村委員がちょっと忘れていたということで、来るか来ないかもわかりませんが、本日の案件は、定時登録関係ということで、スムーズな進行に協力をお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、飯塚委員と加賀谷委員に願いいたします。

それでは、議案第9号「選挙人名簿に登録することについて」から、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第9号ですが、6月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の3月定時登録の後、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成18年3月3日から平成18年6月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男9人、女12人、計21人です。

2の転入登録は、令和5年12月2日から令和6年3月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男15人、女12人、計27人です。

よって、6月定時登録における登録者総数は、男24人、女24人、合計48人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、願います。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。

い。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

加賀谷委員 名簿のNo. 4の方の生年月日が他の方と違うようですが。

宮田書記 はい、こちら先ほど気づきまして、ただいま下で確認しておりますので、少しお待ちください。

木村委員長 では確認中ですので、暫時休憩といたします。ちょっと休憩の前に、田村委員が急用のため欠席という連絡があったそうです。

(休憩終わり)

では再開いたします。説明をお願いします。

宮田書記 すいません戸籍の所で確認したところ、ちょっとレアケースな方で、どういうことかと言いますと、1年前に三種町から転出の手続きをされて、選挙人名簿からは12月定時登録のときに転出で抹消されてる方なんですけど、この方、転出先の役場で転入登録をずっとしないままできて、今になって、やっぱり転出しませんでしたということなので、住基上は出て行ってないです。転出先の転出確定がなされてない。ただ、選挙人名簿上は、一旦12月に抹消して、今回また実際に町にいるので、登録はしないといけないんですけども、ただ、そういう転入ではない。で、すいませんシステム上、登録となると、新有権者か転入かの2種類でし分類できないので、第3というのがちょっとなかったの、システム上で転入ではないから、新有権者っていうふうに分類してしまったということになります。厳密には新有権者ではないんですけども、転入登録でもないけども、いずれ今回登録しなければいけないことには変わらないという。

木村委員長 システム上、仕分けの関係で新有権者になったという。本来であれば転出取消しみたいな形になるんでしょうけど、

宮田書記 そうです。転出取消しなんですよ。転出確定まで行かないまま、やっぱり辞めましたという方ですので。

飯塚委員 例え住所不定の人がたまたま三種町に届けを出しましたという場合はどうなるのかな。

木村委員長 その場合は転入登録になるのでは。

三浦書記長 あくまで他から来た人が転入扱いになるので、今回は三種町にいた人が、転確してなくて転出取消したというパターンなので。

木村委員長 そういう分類がなかったということですね。

飯塚委員 新有権者というと、誰が見ても普通は18歳になった人と捉えますよね。

木村委員長 次にシステム改修があったときに、要望を出して、よく分からないような新有権者が出ないようにしてもらって。

宮田書記 はい、分かりました。

木村委員長 ということでよろしいでしょうか。そうすれば、議案第9号につきましては、以上の通り決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは原案どおり決定します。

続きまして、議案第10号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第10号は、6月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の3月定時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和6年3月1日から令和6年5月31日までの方が対象で、人数は、男43人、女52人、計95人です。

2の転出抹消者は、令和5年11月1日から令和6年1月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男18人、女23人、計41人です。

よって、6月定時登録における抹消者総数は、男61人、女75人、合計136人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3～5頁、転出抹消は6～7頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

（各委員、暫時資料を確認）

（「特にありません。」の声有り。）

ご意見等無いようですので、議案第10号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

（「はい。」の声有り。）

続きまして、報告第7号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第7号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の定時登録では、2月29日までの町内転居に係る移替えを報告しております。ですので今回の報告の対象は、3月1日から5月31日までに町内転居された方です。人数は、男13人、女24人、計37人です。

対象者については、別冊名簿の8～9頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（各委員、暫時資料を確認）

（「ありません。」の声有り。）

御意見等無いようですので、報告第7号は以上といたします。

続きまして、報告第8号「選挙権を有する者の50分の1の数

について」と、報告第9号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第8号は有権者の50分の1の数を、報告第9号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案5頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の登録者に新規登録48人を加え、抹消136人を引いた13,115人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記載のとおり263となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4,372となります。

報告は以上です。

木村委員長 報告第8号、第9号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第8号、第9号については、以上といたします。

次が本日最後の案件となります。議案第11号「令和6年9月の定時登録日を定めることについて」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第11号について御説明いたします。前回の選挙管理委員会でも御説明しましたとおり、定時登録につきましては、公職選挙法第22条第1項におきまして、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならないと定められておりますが、1日が地方公共団体の休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

登録日を1日ではなく直後の休日以外の日にする場合は、各市町村選挙管理委員会の議決又は専決処分により登録日を定め、これを告示する必要があります。

次回9月の定時登録につきましては、1日が日曜日ですので、

直後の休日以外の日にあたる、2日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、9月1日が日曜日にあたりますので、2日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

では、議案第11号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。
(以下、資料に基づき説明)
今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。
(「ありません」の声あり。)
はい、無いようですので、これで令和6年第2回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時52分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____